

6. 中間基金等変動計算書

(単位：百万円)

| 科 目 | 平成20年度 中間会計期間 | 平成21年度 中間会計期間 |
|-----------------|--------------------------------|--------------------------------|
| | (平成20年4月 1日から 平成20年9月30日まで) | (平成21年4月 1日から 平成21年9月30日まで) |
| 基金等 | | |
| 基金 | | |
| 前期末残高 | 60,000 | 60,000 |
| 当中間期変動額 | | |
| 当中間期変動額合計 | — | — |
| 当中間期末残高 | 60,000 | 60,000 |
| 基金償却積立金 | | |
| 前期末残高 | 350,000 | 350,000 |
| 当中間期変動額 | | |
| 当中間期変動額合計 | — | — |
| 当中間期末残高 | 350,000 | 350,000 |
| 再評価積立金 | | |
| 前期末残高 | 452 | 452 |
| 当中間期変動額 | | |
| 当中間期変動額合計 | — | — |
| 当中間期末残高 | 452 | 452 |
| 剰余金 | | |
| 損失てん補準備金 | | |
| 前期末残高 | 6,497 | 6,918 |
| 当中間期変動額 | | |
| 損失てん補準備金の積立て | 421 | 335 |
| 当中間期変動額合計 | 421 | 335 |
| 当中間期末残高 | 6,918 | 7,253 |
| その他剰余金 | | |
| 基金償却準備金 | | |
| 前期末残高 | 15,000 | 30,000 |
| 当中間期変動額 | | |
| 基金償却準備金の積立て | 15,000 | 15,000 |
| 当中間期変動額合計 | 15,000 | 15,000 |
| 当中間期末残高 | 30,000 | 45,000 |
| 価格変動積立金 | | |
| 前期末残高 | 15,264 | 29,764 |
| 当中間期変動額 | | |
| 価格変動積立金の積立て | 14,500 | — |
| 当中間期変動額合計 | 14,500 | — |
| 当中間期末残高 | 29,764 | 29,764 |
| 退職給与積立金 | | |
| 前期末残高 | 2,113 | 1,629 |
| 当中間期変動額 | | |
| 退職給与積立金の取崩 | △484 | △1,629 |
| 当中間期変動額合計 | △484 | △1,629 |
| 当中間期末残高 | 1,629 | — |
| 社会厚生事業増進積立金 | | |
| 前期末残高 | 497 | 528 |
| 当中間期変動額 | | |
| 社会厚生事業増進積立金の積立て | 600 | 72 |
| 社会厚生事業増進積立金の取崩 | △383 | △372 |
| 当中間期変動額合計 | 216 | △300 |
| 当中間期末残高 | 714 | 227 |
| 不動産圧縮積立金 | | |
| 前期末残高 | 19,138 | 19,997 |
| 当中間期変動額 | | |
| 不動産圧縮積立金の積立て | 1,298 | 827 |
| 不動産圧縮積立金の取崩 | △439 | △450 |
| 当中間期変動額合計 | 858 | 377 |
| 当中間期末残高 | 19,997 | 20,374 |
| 特別準備金 | | |
| 前期末残高 | 2,000 | 2,000 |
| 当中間期変動額 | | |
| 当中間期変動額合計 | — | — |
| 当中間期末残高 | 2,000 | 2,000 |

(単位：百万円)

| 科 目 | 平成20年度 中間会計期間 | 平成21年度 中間会計期間 |
|----------------------|--------------------------------|--------------------------------|
| | (平成20年4月 1日から 平成20年9月30日まで) | (平成21年4月 1日から 平成21年9月30日まで) |
| 別途積立金 | | |
| 前期末残高 | 85 | 85 |
| 当中間期変動額 | | |
| 当中間期変動額合計 | — | — |
| 当中間期末残高 | 85 | 85 |
| 中間未処分剰余金 | | |
| 前期末残高 | 171,051 | 125,755 |
| 当中間期変動額 | | |
| 社員配当準備金の積立 | △139,107 | △110,557 |
| 損失てん補準備金の積立 | △421 | △335 |
| 基金利息の支払 | △1,049 | △1,043 |
| 中間純剰余 | 74,262 | 40,058 |
| 基金償却準備金の積立 | △15,000 | △15,000 |
| 価格変動積立金の積立 | △14,500 | — |
| 退職給与積立金の取崩 | 484 | 1,629 |
| 社会厚生事業増進積立金の積立 | △600 | △72 |
| 社会厚生事業増進積立金の取崩 | 383 | 372 |
| 不動産圧縮積立金の積立 | △1,298 | △827 |
| 不動産圧縮積立金の取崩 | 439 | 450 |
| 土地再評価差額金の取崩 | 795 | 1,069 |
| 当中間期変動額合計 | △95,610 | △84,255 |
| 当中間期末残高 | 75,441 | 41,500 |
| 剰余金合計 | | |
| 前期末残高 | 231,648 | 216,679 |
| 当中間期変動額 | | |
| 社員配当準備金の積立 | △139,107 | △110,557 |
| 基金利息の支払 | △1,049 | △1,043 |
| 中間純剰余 | 74,262 | 40,058 |
| 土地再評価差額金の取崩 | 795 | 1,069 |
| 当中間期変動額合計 | △65,098 | △70,473 |
| 当中間期末残高 | 166,550 | 146,206 |
| 基金等合計 | | |
| 前期末残高 | 642,101 | 627,132 |
| 当中間期変動額 | | |
| 社員配当準備金の積立 | △139,107 | △110,557 |
| 基金利息の支払 | △1,049 | △1,043 |
| 中間純剰余 | 74,262 | 40,058 |
| 土地再評価差額金の取崩 | 795 | 1,069 |
| 当中間期変動額合計 | △65,098 | △70,473 |
| 当中間期末残高 | 577,002 | 556,659 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | | |
| 前期末残高 | 1,131,732 | 255,397 |
| 当中間期変動額 | | |
| 基金等以外の項目の当中間期変動額(純額) | △186,062 | 444,129 |
| 当中間期変動額合計 | △186,062 | 444,129 |
| 当中間期末残高 | 945,669 | 699,526 |
| 繰延ヘッジ損益 | | |
| 前期末残高 | 11 | △7,158 |
| 当中間期変動額 | | |
| 基金等以外の項目の当中間期変動額(純額) | △5 | 303 |
| 当中間期変動額合計 | △5 | 303 |
| 当中間期末残高 | 5 | △6,854 |
| 土地再評価差額金 | | |
| 前期末残高 | 83,350 | 80,432 |
| 当中間期変動額 | | |
| 基金等以外の項目の当中間期変動額(純額) | △694 | △1,132 |
| 当中間期変動額合計 | △694 | △1,132 |
| 当中間期末残高 | 82,656 | 79,300 |

(単位：百万円)

| 科 目 | 平成20年度 中間会計期間 | 平成21年度 中間会計期間 |
|----------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| | (平成20年4月1日から 平成20年9月30日まで) | (平成21年4月1日から 平成21年9月30日まで) |
| 評価・換算差額等合計 | | |
| 前期末残高 | 1,215,094 | 328,671 |
| 当中間期変動額 | | |
| 基金等以外の項目の当中間期変動額(純額) | △186,762 | 443,300 |
| 当中間期変動額合計 | △186,762 | 443,300 |
| 当中間期末残高 | 1,028,331 | 771,972 |
| 純資産合計 | | |
| 前期末残高 | 1,857,195 | 955,803 |
| 当中間期変動額 | | |
| 社員配当準備金の積立 | △139,107 | △110,557 |
| 基金利息の支払 | △1,049 | △1,043 |
| 中間純剰余 | 74,262 | 40,058 |
| 土地再評価差額金の取崩 | 795 | 1,069 |
| 基金等以外の項目の当中間期変動額(純額) | △186,762 | 443,300 |
| 当中間期変動額合計 | △251,861 | 372,827 |
| 当中間期末残高 | 1,605,334 | 1,328,631 |

注記事項

(中間貸借対照表関係)

平成21年度中間会計期間末

1. 有価証券(現金及び預貯金・買入金銭債権のうち有価証券に準じるものを含む)の評価は、売買目的有価証券については9月末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式(保険業法第2条第12項に規定する子会社および保険業法施行令第13条の5の2第3項に規定する子法人等のうち子会社を除いたものならびに同条第4項に規定する関連法人等が発行する株式をいう)については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるものうち株式については9月中の市場価格等の平均、それ以外については9月末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法)、時価のないものについては取得差額が金利調整差額と認められる公社債(外国債券を含む)については移動平均法による償却原価法(定額法)、それ以外の有価証券については移動平均法による原価法によっております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
2. デリバティブ取引の評価は時価法によっております。
3. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成12年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」に奥行補正等の合理的な調整を行って算定

なお、平成16年1月1日付の合併により安田生命保険相互会社から承継した土地再評価差額金に係る再評価の年月日および方法は次のとおりであります。

再評価を行った年月日 平成13年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」に奥行補正等の合理的な調整を行って算定したほか、第5号に定める「鑑定評価」に基づいて算出

4. 有形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。

・建物

- ① 平成19年3月31日以前に取得したもの

旧定額法によっております。

- ② 平成19年4月1日以降に取得したもの

定額法によっております。

・建物以外

- ① 平成19年3月31日以前に取得したもの

旧定率法によっております。

- ② 平成19年4月1日以降に取得したもの

定率法によっております。

平成21年度中間会計期間末

5. 外貨建資産・負債(子会社株式及び関連会社株式は除く)は、9月末日の為替相場により円換算しております。なお、子会社株式及び関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。
6. 貸倒引当金は、資産の自己査定基準および償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
- なお、破綻先および実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額および保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は98百万円であります。
7. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る会計基準(「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」平成10年6月16日企業会計審議会)に基づき、当中間期末において発生したと認められる額を計上しております。
- なお、当中間期末においては、年金資産見込額が退職給付債務見込額を上回っているため、退職給付引当金の残高はありません。
8. 役員退職慰労引当金は、役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、支給見込額のうち、当中間期末において発生したと認められる額を計上しております。
- なお、当社は平成19年度の報酬委員会において、平成20年6月30日をもって退職慰労金制度を廃止することを決議し、制度廃止日以降在任役員に係る繰入を実施しておりません。
9. 偶発損失引当金は、保険業法施行規則第24条の4の規定に基づく引当金であり、主に、債権流動化に関し将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。
10. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に準じて算出した額を計上しております。
11. リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
12. ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」(平成19年6月15日 企業会計基準委員会)に従い、主に、貸付金および借入金に対するキャッシュ・フローのヘッジとして金利スワップの特例処理、外貨建債券に対する為替変動リスクのヘッジとして為替予約による時価ヘッジを行っております。
- なお、当中間期より保険契約に係る金利変動リスクをヘッジする目的で金利スワップ取引を利用しており、業種別監査委員会報告第26号「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(平成14年9月3日 日本公認会計士協会)に基づき繰延ヘッジ処理を行っております。ヘッジ有効性の評価は、ヘッジ対象とヘッジ手段双方の理論価格の算定に影響を与える金利の状況を検証することにより行っております。
13. 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しています。
- (1) 標準責任準備金の対象契約については、内閣総理大臣が定める方式(平成8年大蔵省告示第48号)

平成21年度中間会計期間末

(2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

なお、責任準備金には、保険業法施行規則第69条第5項の規定に基づき、平成8年4月1日以前に契約締結した個人年金保険契約について、予定利率2.75%を用いて保険料積立金を計算したことにより生じた差額を、平成19年度から3年間にわたり追加して積み立てることとしたもの536,988百万円が含まれております。このうち当中間期に積み立てた額は64,446百万円であり、当中間期末における積立所要額の91.0%まで積み立てております。

14. 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、その他資産に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、当中間期に費用処理しております。

15. 無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。

16. 中間期に係る法人税及び住民税ならびに法人税等調整額は、当期において予定している剰余金処分方式による社員配当準備金、不動産圧縮積立金の積立てまたは取崩しを前提として、当中間期に係る金額を計算しております。

17. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権および貸付条件緩和債権の額は、42,650百万円であります。なお、それぞれの内訳は以下のとおりであります。

貸付金のうち、破綻先債権額は928百万円、延滞債権額は17,537百万円であります。

上記取立不能見込額の直接減額は、破綻先債権額60百万円、延滞債権額38百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。

貸付金のうち、3ヵ月以上延滞債権額はありません。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上延滞している貸付金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。

貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は24,184百万円であります。

なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸付金であります。

18. 保険業法第118条の規定による特別勘定の資産の額は、554,380百万円であります。

なお、同勘定の負債の額も同額であります。

19. 中間貸借対照表に計上した有形固定資産および無形固定資産のほか、リース契約により使用している重要な有形固定資産として電子計算機およびその周辺機器等があります。

平成 21 年度 中間 会計 期間 末

20. 社員配当準備金の異動状況は次のとおりであります。

| | |
|--------------|------------|
| 前年度末現在高 | 352,502百万円 |
| 前年度剰余金よりの繰入額 | 110,557百万円 |
| 当中間期社員配当金支払額 | 72,391百万円 |
| 利息による増加等 | 576百万円 |
| 当中間期末現在高 | 391,244百万円 |

21. 担保に供されている資産の額は、有価証券4,054百万円であります。

22. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券(現金担保付債券貸借取引による有価証券を含む)の貸借対照表価額は、1,597,179百万円であります。

23. 貸付金に係るコミットメントライン契約等の融資未実行残高は、7,355百万円であります。

24. その他負債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金100,000百万円を含んでおります。

25. その他負債には、債券貸借取引に伴う受入担保金389,903百万円を含んでおります。

26. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当中間期末における当社の今後の負担見積額は48,943百万円であります。

なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。

27. 子会社等の株式等は、150,335百万円であります。

28. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金(以下「出再支払備金」という)の金額は141百万円、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金(以下「出再責任準備金」という)の金額は1,662百万円であります。

注記事項

(中間損益計算書関係)

平成21年度中間会計期間

1. 有価証券売却益の主な内訳は、国債等債券2,116百万円、株式等5,071百万円、外国証券16,687百万円であります。
有価証券売却損の主な内訳は、国債等債券237百万円、株式等28百万円、外国証券31,115百万円であります。
有価証券評価損の主な内訳は、国債等債券361百万円、株式等3,339百万円、外国証券39,803百万円であります。
2. 支払備金戻入額の計算上、足し上げられた出再支払備金繰入額の金額は39百万円、責任準備金繰入額の計算上、足し上げられた出再責任準備金戻入額の金額は1,021百万円であります。
3. 利息及び配当金等収入の内訳は次のとおりであります。

| | |
|------------|------------|
| 預貯金利息 | 245百万円 |
| 有価証券利息・配当金 | 150,260百万円 |
| 貸付金利息 | 59,779百万円 |
| 不動産賃貸料 | 19,763百万円 |
| その他利息配当金 | 4,020百万円 |
| 計 | 234,069百万円 |

4. 当中間期における減損損失に関する事項は、次のとおりであります。

(1)資産のグルーピング方法

保険事業等の用に供している不動産等については、保険事業等全体で1つの資産グループとしております。また、保険事業等の用に供していない賃貸不動産等および遊休不動産等については、それぞれの物件ごとに1つの資産グループとしております。

(2)減損損失の認識に至った経緯

不動産市況の悪化等により、一部の資産グループに著しい収益性の低下または時価の下落が見られたことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(3)減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

| 用途 | 件数 | 減 損 損 失 (百万円) | | |
|--------|-----|---------------|-----|-------|
| | | 土 地 | 建 物 | 計 |
| 賃貸不動産等 | 1件 | 1 | 40 | 41 |
| 遊休不動産等 | 33件 | 934 | 809 | 1,744 |
| 合 計 | 34件 | 936 | 850 | 1,786 |

(4)回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、賃貸不動産等については物件により使用価値または正味売却価額を、遊休不動産等については正味売却価額を適用しております。なお、使用価値については見積乖離リスクを反映させた将来キャッシュ・フローを2.61%で割り引いて算定しております。また、正味売却価額については不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価額等から処分費用見込額を差し引いた価額、または公示価格等を基準にした評価額等をもとに算定しております。